

福岡県建設技術協会運営規定

第 1 号（役員改選）

- (1) 会長は、原則として福建会員である県土整備部次長をもって当てるものとする。
- (2) 副会長には、本庁課長以上 1 名および福岡県土整備事務所長を含めるものとする。
- (3) 常任運営委員会は、10 名程度を選出するものとする。
- (4) 事務局長は、原則として、道路維持課課長技術補佐をもって当てるものとする。
- (5) 事務局次長は、建築都市部に所属する会員の中から選出するものとする。

（昭和 62 年 5 月 12 日、評議員会決定）

（平成 20 年 5 月 20 日、一部改正）

（平成 21 年 10 月 26 日、一部改正）

（平成 29 年 5 月 16 日、一部改正）

第 2 号（支部活動助成金等）

各支部及び特別会員によって構成される団体主催による会員の技術水準の向上および連携・交流を目的とした活動に助成を行うものである。なお、支出は当該計画の確実な実行性を勘案のうえ行うとともに、必要に応じて精算を行うものとする。

（平成 29 年 5 月 16 日、評議員会決定）

第 3 号（グループ研究活動助成金）

（趣旨）

協会運営並びに県土木行政への提言を行うことにより、自己研鑽と能力開発につなげ本協会の更なる飛躍を図ること等を目的に、会員が自主的に研究活動を行うグループに対して助成を行うものである。

（助成の対象）

福岡県建設技術協会に属する会員5名以上で、自主的に結成、運営されるグループであること。

（助成金の額）

活動費の一部として、1グループ当り年間3万円を助成するものとする。

（活動内容）

本趣旨に関する研究活動であること。また、活動が一回で終わるものは対象としない。ただし、一年に一回を毎年継続することは対象とする。

（活動内容の報告）

研究活動の成果を3月末までに各支部長を通じ、事務局まで文書にて報告を行う。また、その報告書は福建ホームページに掲載すること。報告書様式は特にない。

尚、内容によっては助成金を減額することがある。

（申込み方法）

所定の申請書に必要事項を記載のうえ、毎年8月15日までに協会事務局へ提出のこと。

（平成4年5月15日、評議員会決定）

（平成19年1月31日、一部改正）

（平成27年5月29日、一部改正）

第 4 号（会費免除）

- （ 1 ） 県外で災害が発生した場合、被災地に長期派遣（ 1 年以上）
される正会員については、派遣期間中の会費を免除する。

- （ 2 ） 休職等により収入が半分以下に減少した者については、会費免除の申請を受け付ける。
なお、本文における休職等とは、育児休暇、介護休暇および自己啓発の為の休職等、所属長から許可を得たものである必要がある。

- （ 3 ） 会費の免除は、会長の承認を必要とし、その期間は所属長から認められた期間内とする。

- （ 4 ） 免除金額は、全額免除とする。

（平成 17 年 5 月 11 日、評議員会決定）

（平成 29 年 5 月 16 日、一部改正）